

処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く。）（自動車運転代行業の要件）及び第 4 条（認定）
処 分 基 準：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条第 1 号から第 5 号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：交通部交通企画課交通安全教育センター (電話075-451-9111内線5074)
備 考：